

諮問日：平成30年9月19日（平成30年度（個）諮問第1号）

答申日：平成31年2月22日（平成30年度（個）答申第3号）

件名：東京地方裁判所における特定の書記官の経歴が分かる文書等に記録された
保有個人情報の不開示判断（不存在）に関する件（苦情申出期間の徒過）

答 申 書

第1 委員会の結論

別紙記載の各文書に記録されている苦情申出人に係る保有個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）の開示の申出につき、東京地方裁判所長が、本件対象個人情報を記録した司法行政文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）に対してされた苦情の申出（以下「本件苦情申出」という。）について、適式な苦情の申出として扱わないとすることは、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第4に定める開示の申出に対し、東京地方裁判所長が平成30年4月18日付けで原判断を行ったところ、同年8月27日に取扱要綱記第8の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第8の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

原判断に対し、苦情の申出をする。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

取扱要綱記第8の2の(1)においては、開示の申出を受けた裁判所がした保有個人情報の全部又は一部の不開示の判断に対する開示申出人からの苦情の申出は、原判断の通知が到達しなかったことが明らかな場合、その他正当な理由がある場合を除き、開示申出人に対し原判断の通知を発した日から3か月以内に行わなければならないものとされている。

苦情申出人は、原判断の通知を發した日である平成30年4月20日から3か月（本件の苦情申出期間は同年7月20日までである。）を超えた同年8月27日に苦情の申出をした。

そこで、本件苦情の申出がされた後、苦情申出人に対し、苦情の申出を行わなければならないとされている期間を徒過したことについて上記の正当な理由等に関する意見を提出するよう依頼したが、苦情申出人からは、当該意見の提出がなく、本件については、原判断の通知が到達しなかったことが明らかな事情や、苦情申出期間を徒過したことについて正当な理由をうかがわせる事情は存在しない。

したがって、本件苦情の申出については、適式な苦情の申出として取り扱わないのが相当である。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成30年9月19日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年12月21日 審議
- ④ 平成31年1月18日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件苦情申出は、原判断の通知を發した日である平成30年4月20日から3か月が経過した同年8月27日にされたものであるから、取扱要綱記第8の2の(1)に定める苦情申出期間を徒過してされたものであるといえる。

最高裁判所事務総長の上記説明によれば、苦情申出人に対して苦情の申出を行わなければならないとされている期間を徒過したことについて正当な理由等に関する意見を提出するよう依頼したが、苦情申出人は当該意見を提出しないとのことであり、そのほかに、本件苦情申出が取扱要綱に定める苦情申出期間を徒過してされたことについて、正当な理由があることをうかがわせる事情は

認められない。

- 2 以上のおりであるから，本件苦情申出は，取扱要綱に定める苦情申出期間を徒過してされたものであり，そのことについて正当な理由があるとも認められないので，これを適式な苦情申出として扱わないこととする旨の最高裁判所事務総長の判断は，妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人

別紙

- 1 特定の裁判所書記官の経歴等が分かる文書
- 2 特定の裁判官の経歴等が分かる文書
- 3 株券電子化により株主権の行使は格段に負担がかかること等についてどう考えているか分かる文書
- 4 民事調停制度において関連連付ける相手方を一括相手方とすることは合理的であること等に関して、裁判所は毅然と反論反省すべきなのに何故回避しているのか分かる文書
- 5 誤った判決があること等に関してどう考えているか分かる文書
- 6 特定の裁判官の経歴が分かる文書
- 7 特定の裁判所書記官の経歴が分かる文書
- 8 特定の裁判官の経歴が分かる文書
- 9 特定の裁判所書記官の経歴が分かる文書
- 10 前記2件について他の二人の裁判官の氏名をプリントアウトするように要求したが実行されない理由の分かる文書